

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 行政局
課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報及び北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人の廃止	113
○特定調達契約に係る落札者等の公示	113
○北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定の一部改正	113
○土地改良区の定款の変更の認可	113
○道営土地改良事業計画の決定	113
○道営土地改良事業変更計画の決定	114
○特定調達契約に係る落札者等の公示	114
○知事権限に係る保安林の指定	114
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	115
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等	115
○河川区域の指定の一部改正	115
○河川予定地の指定の一部改正	115
○都市計画事業の認可	115
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	116
○特定調達契約に係る落札者等の公示	116

道企業管理規程

○北海道企業局処務規程の一部を改正する規程	117
○清水沢ダム管理規程の一部を改正する規程	117
○北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程	117

道立病院局告示

○特定調達契約に係る入札の公告	118
-----------------	-----

道議会告示

○北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程	119
-----------------------------------	-----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）	135
-----------------------	-----

道選挙管理委員会告示

○個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道選挙管理委員会規程	137
○北海道選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程	152
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	152

道人事委員会規則

○個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道人事委員会規則	153
○個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則	167
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	168
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	168
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	168
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	168

道人事委員会訓令

○北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令	168
------------------------------	-----

道人事委員会告示

○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の廃止	169
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正	169
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正	169
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正	170
○準特地部局の指定の一部改正	170

道監査委員訓令

○北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令	170
-----------------------------	-----

道監査委員告示

○北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程	170
○個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道監査委員規則	170
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程	185
○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程	185

道監査委員公表

○令和4年度に係る随時監査（工事）の結果に対する措置状況の公表	186
---------------------------------	-----

道労働委員会訓令

○北海道労働委員会に係る個人情報の保護に関する法律施行規程	186
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令	201
○北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する訓令	202

道方面公安委員会告示

○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程..... 202	
○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程..... 202	
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）..... 202	
告 示	
北海道告示第171号	
平成6年北海道告示第1479号（北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報）及び平成20年北海道告示第752号（北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人）は、廃止する。	
令和5年3月31日	
北海道知事 鈴木直道	
北海道告示第172号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
令和5年3月31日	
北海道知事 鈴木直道	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
パーソナルコンピュータ 一式 15台分	
2 落札を決定した日	
令和5年1月31日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 都築電気株式会社	
(2) 住 所 東京都港区新橋6丁目19番15号 東京美術倶楽部ビル	
4 落札金額	
2,086,200円	
5 契約の相手方を決定した手続	
一般競争入札	
6 一般競争入札の公告	
令和4年12月20日付け北海道告示第611号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課	
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	
北海道告示第173号	
平成30年北海道告示第241号（北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。	
令和5年3月31日	
北海道知事 鈴木直道	
1の表函館市の項中「函館市立石崎小学校」、「函館市立磨光小学校」、「函館市立臼尻小学校」、「函館市立大船小学校」、「函館市立尾札部中学校」及び「函館市立臼尻中学校」を削り、「函館市立楳法華小学校」の次に「函館市立南茅部小学校」を加え、「函館市立楳法華中学校」の次に「函館市立南茅部中学校」を加える。	
同表帯広市の項中「帯広市立大空小学校」及び「帯広市立大空中学校」を削り、「帯広市立帯広第八中学校」の次に「帯広市立大空学園義務教育学校」を加える。	
同表北見市の項中「北見市立上仁頃小学校」を削る。	
同表苫小牧市の項中「苫小牧市立啓北中学校山なみ分校」を削り、「苫小牧市立緑小学校」の次に「苫小牧市立東小中学校」を加える。	
同表千歳市の項中「千歳市立泉沢小学校」の次に「千歳市立みどり台小学校」を加える。	
同表滝川市の項中「滝川市立江部乙中学校」を削る。	
同表砂川市の項中「砂川市立石山中学校」を削る。	
同表伊達市の項中「伊達市立有珠小学校」及び「伊達市立稀府小学校」を削る。	
同表当別町の項中「当別町立当別小学校」及び「当別町立当別中学校」を削り、「当別町立西当別小学校」の次に「当別町立とうべつ学園」を加える。	
同表真狩村の項中「真狩村立御保内小学校」を削る。	
同表池田町の項中「池田町立高島小学校」及び「池田町立利別小学校」を削る。	
2の表苫小牧市の項中「地区計画「ウトナイ地区」のうち住宅地区」を削る。	
北海道告示第174号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。	
令和5年3月31日	
北海道知事 鈴木直道	
認可年月日 土地改良区名	
令和5.3.22 浦臼土地改良区	
同 沼田町土地改良区	
北海道告示第175号	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（樺岡第2地区（区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道宗谷総合振興局に備え置いて、令和5年4月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和5年4月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
上岩内	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
高島東	同	同

北海道告示第177号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1	落札に係る物品等の名称及び調達予定数量	
(1)	A重油（JIS 1種1号）（1リットル当たりの単価）	642,000リットル
(2)	軽油（JIS 2号）（1リットル当たりの単価）	657,000リットル
(3)	潤滑油	

ア シェルアーギナS-2/40又は同等品（1リットル当たりの単価）

12,000リットル

イ シェルガデニヤS-3/40又は同等品（1リットル当たりの単価）

12,300リットル

2 落札を決定した日

令和5年3月17日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 河辺石油株式会社

(2) 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号

4 落札金額

(1) 105.0円

(2) 118.9円

(3)ア 585.0円

イ 565.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年1月27日付け北海道告示第42号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 松前郡福島町字三岳224の1地先・224の1・443・444（以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第179号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第180号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 河川の名 称 一級河川石狩川水系愛別川

(2) 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年3月31日

(3) 廃川敷地等の位置 (左岸) 上川郡愛別町字伏古571番3地先から上川郡愛別町字伏古580番1地先まで

(右岸) 上川郡愛別町字協和1138番6地先から上川郡愛別町字協和1143番3地先まで

(4) 廃川敷地等の種類及び数量 土地 42,755.67㎡

(5) 縦覧場所 北海道上川総合振興局旭川建設管理部

2(1) 河川の名 称 二級河川頓別川水系頓別川

(2) 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年3月31日

(3) 廃川敷地等の位置 枝幸郡浜頓別町字頓別原野316番17地先

(4) 廃川敷地等の種類及び数量 土地 19,010.04㎡

(5) 縦覧場所 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部

北海道告示第181号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

表の1一級河川愛別川の項図面の欄中「第1号図の2」を「第1号図の3」に改める。

北海道告示第182号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

表の1一級河川愛別川の項図面の欄中「第1号図の2」を「第1号図の3」に改める。

北海道告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 施行者の名称 旭川市

(2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業（3・3・20号永山東光線）

(3) 事業施行期間 令和5年3月31日から令和15年3月31日まで

(4) 事業地

ア 収用の部分 旭川市豊岡12条3丁目、豊岡12条4丁目、豊岡13条3丁目、豊岡13条4丁目、豊岡14条3丁目、豊岡14条4丁目、豊岡15条4丁目及び新星町4丁目地内

イ 使用の部分 なし

2(1) 施行者の名称 札幌市

(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・15号福住・桑園通及び3・4・76号水源池通）

(3) 事業施行期間 令和5年3月31日から令和9年3月31日まで

(4) 事業地

ア 収 用 の 部 分 札幌市豊平区西岡3条8丁目、西岡3条9丁目、西岡4条8丁目及び西岡4条9丁目 イ 使 用 の 部 分 なし 3(1) 施 行 者 の 名 称 千歳市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画道路事業（7・6・64号27号通） (3) 事業施行期間 令和5年3月31日から令和8年3月31日まで (4) 事業地 ア 収 用 の 部 分 千歳市幸福2丁目、幸福3丁目及び幸福4丁目地内 イ 使 用 の 部 分 なし 4(1) 施 行 者 の 名 称 千歳市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画道路事業（3・4・17号29号通及び3・4・20号北新通） (3) 事業施行期間 令和5年3月31日から令和8年3月31日まで (4) 事業地 ア 収 用 の 部 分 千歳市あずさ1丁目、あずさ2丁目及び稲穂3丁目地内 イ 使 用 の 部 分 なし	(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・54号宮の森・北24条通及び3・3・128号米里通） (3) 事業施行期間 平成23年7月1日から令和6年3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 変更なし 4(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・6号西5丁目・樽川通） (3) 事業施行期間 平成16年5月28日から令和6年3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 変更なし 5(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・54号宮の森・北24条通及び3・3・6号西5丁目・樽川通） (3) 事業施行期間 平成14年7月30日から令和6年3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 変更なし								
北海道告示第184号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 令和5年3月31日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 施 行 者 の 名 称 倶知安町 (2) 都市計画事業の種類及び名称 倶知安都市計画道路事業（3・4・7号北7条通） (3) 事業施行期間 平成28年7月15日から令和6年3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 変更なし 2(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・2・616号屯田・茨戸通（屯田東工区）及び3・4・185号屯田・紅葉山通） (3) 事業施行期間 平成25年6月28日から令和8年3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 変更なし 3(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市	北海道告示第185号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月31日 北海道知事 鈴木直道 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 <table> <tr> <td>(1) 北海道本庁等A 4判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）</td> <td>28,200箱</td> </tr> <tr> <td>(2) 北海道本庁等A 3判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）</td> <td>1,000箱</td> </tr> <tr> <td>(3) 北海道本庁等B 4判コピー用紙（1箱当たりの単価）</td> <td>100箱</td> </tr> <tr> <td>(4) 北海道本庁等B 5判コピー用紙（1箱当たりの単価）</td> <td>30箱</td> </tr> </table> 2 落札を決定した日 令和5年3月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 大丸株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 (1) 1,890円 (2) 2,290円 (3) 2,850円 (4) 1,430円 5 契約の相手方を決定した手続	(1) 北海道本庁等A 4判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）	28,200箱	(2) 北海道本庁等A 3判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）	1,000箱	(3) 北海道本庁等B 4判コピー用紙（1箱当たりの単価）	100箱	(4) 北海道本庁等B 5判コピー用紙（1箱当たりの単価）	30箱
(1) 北海道本庁等A 4判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）	28,200箱								
(2) 北海道本庁等A 3判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）	1,000箱								
(3) 北海道本庁等B 4判コピー用紙（1箱当たりの単価）	100箱								
(4) 北海道本庁等B 5判コピー用紙（1箱当たりの単価）	30箱								

一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年1月27日付け北海道告示第47号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	第7条に次の1号を加える。 (10) 所属職員の職務に専念する義務を免除すること。 第8条中「前5条」を「前6条」に、「前4条」を「前6条」に改める。 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
道 企 業 管 理 規 程	清水沢ダム管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道公営企業管理者 野 村 聡
北海道企業局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道公営企業管理者 野 村 聡 北海道企業管理規程第1号 北海道企業局処務規程の一部を改正する規程 北海道企業局処務規程（昭和39年企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。 第3条第3号中「職員（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）の任免に関する事。」を「職員の任免（課長補佐（相当職を含む。）以下の職にある者の任免（課長（相当職を含む。）以上の職への昇任を除く。）を除く。）に関する事。」に改める。 第3条第12号中「局長、局次長及び課長（相当職を含む。）の職にある者の職務に専念する義務を免除すること。」を「局長の職にある者の職務に専念する義務を免除すること。」に改める。 第3条に次の3号を加える。 (15) 予算の編成に関する事。 (16) 組織及び権限の配分に関する事。 (17) 職員の定数の配置に関する事。 第4条に次の2号を加える。 (11) 職員の任免（課長補佐（相当職を含む。）以下の職にある者の任免に関する事。 (12) 局次長の職にある者の職務に専念する義務を免除すること。 第4条の2に次の1号を加える。 (4) 課長（相当職を含む。）の職にある者の職務に専念する義務を免除すること。 第5条第4号中「所属の職員に対し」の次に「宿日直勤務、」を加える。 第5条に次の2号を加える。 (8) 所属職員の職務に専念する義務を免除すること。 (9) 所属職員に配置換え、併職及び併職の解除並びに配置箇所に係る兼務及び兼務の解除を命ずること。 第6条の2の見出し中「課長」を「課長補佐」に改める。	北海道企業管理規程第2号 清水沢ダム管理規程の一部を改正する規程 清水沢ダム管理規程（平成29年企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。 第3条第2号エ中「192.11」を「192.55」に改める。 別表第5の1中「193.77」を「192.55」に改める。 附 則 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の清水沢ダム管理規程の規定は、令和5年3月16日から適用する。 北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道公営企業管理者 野 村 聡 北海道企業管理規程第3号 北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程 北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。 目次中「点検及び検査」を「点検、検査及びサイバーセキュリティの確保」に、「第13条」を「第14条」に、「第14条～第18条」を「第15条～第19条」に、「第19条・第20条」を「第20条・第21条」に、「第21条」を「第22条」に改める。 第4章の章名中「点検及び検査」を「点検、検査及びサイバーセキュリティの確保」に改める。 第21条を第22条とし、第6章中第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。 第5章中第18条を第19条とし、第14条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。 第4章中第13条の次に次の1条を加える。 （サイバーセキュリティの確保） 第14条 電気工作物の保安を確保するため、別表第4に定める細則に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずるものとする。

別表第3（第12条関係）（注）1の事項「第16条」を「第17条」に、「第17条」を「第18条」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第12条、第14条、第15条、第16条、第18条関係）

細則一覧表

項目		規程
1 運転、操作及び保守に関するもの	水力発電関係	道営発電所運転保守基準 沼の沢取水堰発電所運転保守基準 道営発電所給電協定書 道営発電所運転・操作マニュアル
	通信関係	企業局無線局管理運用規程
	土木関係	鷹泊ダム操作規程 清水沢ダム管理規程 沼の沢取水堰管理規程 滝の上取水堰管理規程 ポンテシオダム管理規程
2 非常対策に関するもの		北海道地域防災計画 北海道災害対策本部企業班災害対策実施要領 北海道企業局危機管理マニュアル
3 サイバーセキュリティに関するもの		道営発電所発電制御等に関するセキュリティマニュアル

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

道 立 病 院 局 告 示

北海道道立病院局告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年3月31日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 調達をする物品等の名称 透析用剤（Dドライ透析剤2.5S 2瓶1組×4組）
ほか341品目（1包装当たりの単価）

イ 調達予定数量 入札説明書及び仕様書による。

342品目については、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 令和5年5月1日から令和5年9月30日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する卸売販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和5年3月31日（金）から同年4月13日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道道立病院局経営改革課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道道立病院局経営改革課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター
（かでの2・7）810B会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営改革課）

(2) 入 札 日 時 令和5年4月25日（火）午前10時（送付による場合は、同月24日（月）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道道立病院局のホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/kaiirekariire.html）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 品目ごとに落札者を決定することとし、有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道道立病院局経営改革課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-204-5295 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Internal medicines and so on 342 items B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., Aplil 25, 2023 (If mailed, bids must arrive no later than Aplil 24, 2023) C Contact : Hospital Management Reform Division, Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5295	北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道議会議長 小 畑 保 則 北海道議会告示第2号 北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、議会が保有する個人情報について、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年北海道条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (個人識別符号) 第2条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号 ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列 イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌 ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様 エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 キ 指紋又は掌紋 (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号 (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号 (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号 (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
道 議 会 告 示	

- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (18) その他前各号に準ずるものとして議長が定める文字、番号、記号その他の符号（要配慮個人情報）

第3条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同

号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第4条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項
（電磁的方法）

第5条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第6条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第7条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、別記第1号様式の個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを北海道議会事務局総務課（以下「総務課」という。）に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は

選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 知事その他の執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第8条 条例第18条第1項の個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）は、別記第2号様式によるものとする。

2 条例第18条第1項第8号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の経常的な提供先
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無

3 登録簿は、総務課に備え置くものとする。

4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。（保有個人情報開示請求書）

第9条 条例第20条第1項に規定する開示請求書は、別記第3号様式の保有個人情報開示請求書によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場

合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。（開示決定等の通知）

第11条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 総務課における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに総務課における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に総務課における開示を実施することができる日のうちから総務課における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
 - (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
- （保有個人情報開示決定通知書等）

第12条 条例第25条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 別記第4号様式の保有個人情報開示決定通知書
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 別記第5号様式の保有個人情報一部開示決定通知書
- 2 条例第25条第2項の書面は、別記第6号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通

知書によるものとする。

（保有個人情報の開示決定等期間延長通知書）

第13条 条例第26条第2項の書面は、別記第7号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書）

第14条 条例第27条第1項の書面は、別記第8号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第15条 条例第28条第1項又は第2項の規定による通知は、別記第9号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、別記第10号様式の保有個人情報の開示決定等に関する意見書によるものとする。

3 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

4 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

5 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

6 条例第28条第3項の書面は、別記第11号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。

（開示の実施に係る本人確認）

第16条 議長は、開示の実施をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。以下この条において同じ。）を確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求めることができる。

（電磁的記録の開示の方法）

第17条 条例第29条第1項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用

機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を議会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。同号において同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) 電磁的記録（議会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第18条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した別記第12号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 総務課における開示の実施を求める場合にあっては、総務課における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（写しの交付等）

第19条 公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）（以下「写し」という。）の交付部数は、開示請求があった保有個人情報に係る公文書1件につき1部とする。

2 写しの作成方法は、議長が定める。

（写しの交付に要する費用の納付）

第20条 条例第31条の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

（保有特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除）

第21条 次に掲げる者については、条例第12条第5項の規定により読み替えられた条例第31条ただし書の規定により、保有特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額（当該写しの送付に要する費用の額を除く。）を免除するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号の扶助を受けている者

(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

2 条例第12条第5項の規定により読み替えられた条例第31条ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、保有特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第13号様式の写しの交付費用免除申請書を議長に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定による提出があった場合における当該提出をした者に対する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 写しの交付に要する費用の額を免除する旨の決定をしたとき 別記第14号様式の写しの交付費用免除決定通知書

(2) 写しの交付に要する費用の額を免除しない旨の決定をしたとき 別記第15号様式の写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書
（保有個人情報訂正請求書）

第22条 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、別記第16号様式の保有個人情報訂正請求書によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第23条 条例第35条第1項の書面は、別記第17号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるものとする。

2 条例第35条第2項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

（保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書）

第24条 条例第36条第2項の書面は、別記第19号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書）

第25条 条例第37条第1項の書面は、別記第20号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。

（保有個人情報訂正実施通知書）

第26条 条例第38条の書面は、別記第21号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第27条 条例第40条第1項に規定する書面は、別記第22号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第28条 条例第42条第1項の書面は、別記第23号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

2 条例第42条第2項の書面は、別記第24号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書)

第29条 条例第43条第2項の書面は、別記第25号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書)

第30条 条例第44条第1項の書面は、別記第26号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第31条 条例第46条第2項の規定による通知は、別記第27号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

(第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等)

第32条 条例第47条において準用する条例第28条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第47条第1号の裁決をしたとき 別記第28号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(2) 条例第47条第2号の裁決をしたとき 別記第29号様式の審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(施行の状況の公表)

第33条 条例第52条の規定による条例の施行の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第7条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程（令和5年北海道議会告示第2号）の施行後遅滞なく」とする。

別記第1号様式（第7条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	

個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	
個人情報ファイルの種別	☐ 条例第2条第5項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 条例第17条第2項第2号 に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無
備考	☐ 条例第2条第5項第2号 (マニュアル処理ファイル)

(日本産業規格A4)

別記第2号様式（第8条関係）

個人情報取扱事務登録簿

機関名	北海道議会事務局
-----	----------

登録年月日	年 月 日	事務の開始年月日	年 月 日
事務の名称			
事務の目的			
事務を担当する課(室)			
個人情報の対象者の範囲			
基 本 的 事 項	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 連絡先	要 配 慮 個 人 情 報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 心身の機能障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調
家 庭 生 活	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐	社 会 生	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格

個人情報の項目	個人識別符号	☐ 身体の特徴	剂	活	☐ 賞罰
		☐ 身体の特徴を電算化した符号()			☐ 成績・評価
		☐ 旅券番号			☐ 公的扶助
		☐ 基礎年金番号			☐ 趣味・嗜好
		☐ 運転免許証番号	☐ 少年の保護事件に関する手続	資産・収入	☐ 資産状況
		☐ 住民票コード	根拠	☐ 法令等	☐ 収入状況
		☐ 個人番号		☐ 犯罪の予防等	☐ その他
		☐		☐	☐
個人情報の収集先	☐ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 議会事務局内 ☐ 民間法人・団体 ☐ 知事その他の執行機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他				
個人情報の経常的な提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐ 知事その他の執行機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 民間法人・団体				
個人情報の処理形態	☐ 電子計算機処理を含む。 ☐ 電子計算機処理を含まない(手書き処理)。				
外部委託の有無	☐ 無 ☐ 有				
備考					

(日本産業規格A4)

別記第3号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

北海道議会議長 様

郵便番号
住所又は居所
氏名
電話番号

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)
- 2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。記載がない場合は開示決定後に保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出していただきます。)
- (1)又は(2)のいずれかに○を付してください。
- (1) 総務課における開示の実施を希望する。
<実施の方法> ☐閲覧又は視聴 ☐写しの交付 ☐その他()
<実施の希望日> 年 月 日
- (2) 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

- (1) 開示請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人
- (2) 請求者本人確認書類
☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証
☐個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載があるもの)
☐その他()
※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
- (3) 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
ア 本人の状況 ☐未成年者(年 月 日生) ☐成年被後見人
☐任意代理人委任者
イ 本人の氏名
ウ 本人の住所又は居所
- (4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他()
- (5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他()

(日本産業規格A4)

別記第4号様式(第12条関係)

保有個人情報開示決定通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり開示

することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

2 開示する保有個人情報の利用目的

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 総務課における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで
(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。)
時間：
場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第5号様式（第12条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

2 開示しないこととした部分とその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 総務課における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで
(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。)
時間：
場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第6号様式（第12条関係）

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした	

理由

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第7号様式（第13条関係）

保有個人情報の開示決定等期間延長通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第8号様式（第14条関係）

保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等の期限の特例規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第9号様式（第15条関係）

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項（第2項）の規定により、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
(条例第28条第2項の場 合)第1号又は第2号の 適用の区分及び理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	課(室)名: 所在地:
意見書の提出期限	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第10号様式 (第15条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

北海道議会議長 様

郵便番号

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、本店又は
主たる事務所の所在地)

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電 話 番 号(担当部署等がある場合は、当該担当部署
名及び担当者の氏名についても記載する
こと。)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとお
り意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分

(2) 支障(不利益)の具体的な内容及び理由

(日本産業規格A4)

別記第11号様式 (第15条関係)

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意
見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたの
で、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により通知
します。

記

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

- この決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があつたこと
を知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をする
ことができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日(1による審査
請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から
起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長
となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起すること
ができます。ただし、処分又は裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月
以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消
しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第12号様式 (第18条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

北海道議会議長 様

年 月 日

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第29条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付
文書番号：
日 付：
- 2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	ア 全部 イ 一部 ()
	(3) その他 ()	ア 全部 イ 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日
年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

注 「保有個人情報開示請求書」に記載した事項を変更しないときは、提出不要です。
(日本産業規格A4)

別記第13号様式（第21条関係）

写しの交付費用免除申請書

年 月 日

北海道議会議長 様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第12条第5項の規定により読み替えられた同条例第31条ただし書及び北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程第21条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除を申請します。

記

- 1 開示を請求する特定個人情報
- 2 免除を求める理由
(1) 生活保護法第11条第1項第 号の扶助を受けており、費用を納付する資力がないため。
(2) その他

注1 (1)又は(2)のいずれかに○を付してください。
2 (1)に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
3 (2)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

(日本産業規格A4)

別記第14号様式（第21条関係）

写しの交付費用免除決定通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで請求のありました写しの交付に要する費用の額の免除申請について、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第12条第5項の規定により読み替えられた同条例第31条ただし書及び北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程第21条第1項の規定により、次のとおり免除することとしたので、通知します。

記

対象となる特定個人情報の名称

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第15号様式（第21条関係）

写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで請求のありました写しの交付に要する費用の額の免除申請については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第12条第5項の規定により読み替えられた同条例第31条ただし書に規定する経済的困難その他特別の理由があると認めませんので、通知します。

記

- 1 対象となる特定個人情報の名称
- 2 免除が認められない理由等

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第16号様式（第22条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

北海道議会議長 様

郵便番号
住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正を請求する保有個人情報

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

(1) 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

(日本産業規格A4)

別記第17号様式（第23条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第18号様式（第23条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第19号様式（第24条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 電 話 課 (内線) (日本産業規格 A 4)		めの情報 訂正請求の趣旨													
別記第20号様式 (第25条関係) 保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書 道議 第 号 年 月 日 様 北海道議会議長 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第37条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。 記 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報の名称等</td><td></td></tr><tr><td>訂正決定等の期限の特例規定を適用する理由</td><td></td></tr><tr><td>訂正決定等をする期限</td><td>年 月 日</td></tr></table> 連絡先 電 話 課 (内線) (日本産業規格 A 4)		訂正請求に係る保有個人情報の名称等		訂正決定等の期限の特例規定を適用する理由		訂正決定等をする期限	年 月 日	(訂正内容) (訂正理由)							
訂正請求に係る保有個人情報の名称等															
訂正決定等の期限の特例規定を適用する理由															
訂正決定等をする期限	年 月 日														
別記第21号様式 (第26条関係) 保有個人情報訂正実施通知書 道議 第 号 年 月 日 様 北海道議会議長 に提供している次の保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条の規定により訂正を実施したので、同条例第38条の規定により通知します。 記 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報の名称等</td><td></td></tr><tr><td>訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するた</td><td>(氏名、住所等)</td></tr></table>		訂正請求に係る保有個人情報の名称等		訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するた	(氏名、住所等)	連絡先 電 話 課 (内線) (日本産業規格 A 4) 別記第22号様式 (第27条関係) 保有個人情報利用停止請求書 年 月 日 北海道議会議長 様 郵便番号 住所又は居所 氏 名 電 話 番 号 北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。 記 1 利用停止を請求する保有個人情報 <table><tr><td>利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</td><td>保有個人情報開示決定通知書(又は保有個人情報一部開示決定通知書)の文書番号及び日付 文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</td></tr><tr><td>利用停止請求の趣旨及び理由</td><td>(趣旨) ☐ 条例第39条第1項第1号に該当 (☐ 利用の停止 ☐ 消去) ☐ 条例第39条第1項第2号に該当 (提供の停止) (理由)</td></tr></table> 2 本人確認等 <table><tr><td>(1) 利用提示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人</td></tr><tr><td>(2) 請求者本人確認書類</td></tr></table>		利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書(又は保有個人情報一部開示決定通知書)の文書番号及び日付 文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 条例第39条第1項第1号に該当 (☐ 利用の停止 ☐ 消去) ☐ 条例第39条第1項第2号に該当 (提供の停止) (理由)	(1) 利用提示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	(2) 請求者本人確認書類
訂正請求に係る保有個人情報の名称等															
訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するた	(氏名、住所等)														
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日														
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書(又は保有個人情報一部開示決定通知書)の文書番号及び日付 文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報														
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 条例第39条第1項第1号に該当 (☐ 利用の停止 ☐ 消去) ☐ 条例第39条第1項第2号に該当 (提供の停止) (理由)														
(1) 利用提示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人															
(2) 請求者本人確認書類															

☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

（日本産業規格A 4）

別記第23号様式（第28条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

教 示

1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をする

ことができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第24号様式（第28条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

教 示

1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消

しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第25号様式 (第29条関係)

保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第26号様式 (第30条関係)

保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の	

特例規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第27号様式 (第31条関係)

審査会諮問通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けの北海道議会議長に対する審査請求について、次のとおり北海道議会情報公開審査会に諮問をしたので、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第46条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第28号様式 (第32条関係)

第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、審査請求に対する裁決

により次のとおり開示を実施することとしたので、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第47条において準用する同条例第28条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示決定した保有個人情報のうち、審査請求人が開示しないことを求めた情報）	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決（却下し、又は棄却する裁決）の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第29号様式（第32条関係）

審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

道議 第 号
年 月 日

様

北海道議会議長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、 年 月 日付け第 号で一部開示（開示をしない旨の）決定をしましたが、当該処分に係る審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第47条において準用する同条例第28条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示をしないこととした保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報）のうち、 に関する情報	
上記に記載された保有個	

個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決（原処分を変更する裁決）の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁日高教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年3月31日

北海道教育庁日高教育局長 行 徳 義 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1)ア 落札に係る物品等の名称
道立学校複写機等の賃貸借（西部地区）（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量
6台及び1台1月当たり 5,500枚

(2)ア 落札に係る物品等の名称
道立学校複写機等の賃貸借（東部地区）（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量
7台及び1台1月当たり 8,400枚

(3)ア 落札に係る物品等の名称
日高教育局複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり 32,300枚

2 落札を決定した日

令和5年3月13日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 株式会社なかむら
イ 住 所 日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2-1
- (2)ア 氏 名 有限会社ファーマシーでぐち
イ 住 所 日高郡新ひだか町三石本町168番地
- (3)ア 氏 名 株式会社かづさや書店
イ 住 所 浦河郡浦河町大通5丁目2番地
- 4 落札金額
- (1)ア 基本料金(1月当たり) 27,800円
イ 複写料金 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 4.0円
1,001枚から5,000枚まで 1枚当たり 3.6円
5,001枚以上 1枚当たり 3.4円
- (2)ア 基本料金(1月当たり) 28,000円
イ 複写料金 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 3.8円
1,001枚から5,000枚まで 1枚当たり 3.5円
5,001枚以上 1枚当たり 3.2円
- (3)ア 基本料金(1月当たり) 22,500円
イ 複写料金(1枚当たり) 2.4円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年1月31日付け北海道教育庁日高教育局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道教育庁渡島教育局告示第36号

- 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和5年3月31日
- 北海道教育庁渡島教育局長 柴 田 亨
- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
A重油(1リットル当たりの単価) 795,000リットル
- 2 落札を決定した日
令和5年3月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 協和石油株式会社

- (2) 住 所 函館市末広町21番17号
- 4 落札金額
115円50銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年1月24日付け北海道教育庁渡島教育局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁十勝教育局告示第33号

- 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和5年3月31日
- 北海道教育庁十勝教育局長 新 山 知 邦
- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- (1) A重油 市部(通年)(1リットル当たりの単価) 317,000リットル
(2) A重油 南部(通年)(1リットル当たりの単価) 175,000リットル
- 2 落札を決定した日
令和5年3月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 Y S ヤマショウ株式会社
(2) 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地1
- 4 落札金額
- (1) 76円40銭
(2) 76円40銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年2月7日付け北海道教育庁十勝教育局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室契約支援係
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁釧路教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月31日 北海道教育庁釧路教育局長 相 川 芳 久 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 A重油（釧路養護学校）（1リットル当たりの単価） 104,000リットル 2 落札を決定した日 令和5年3月9日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道エネルギー株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 4 落札金額 74円50銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年1月27日付け北海道教育庁釧路教育局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号	る。 （漏えい等の事態の報告） 第2条 保有個人情報を利用する事務局（北海道選挙管理委員会規程（昭和48年選挙管理委員会告示第28号）第11条第1項に規定する事務局をいう。）又は支所（同項に規定する支所をいう。）は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等の事態」という。）が生じたときは、速やかに、当該漏えい等の事態に関する次に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。 (1) 概要 (2) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報の項目 (3) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報に係る本人の数 (4) 原因 (5) 二次被害の有無及びその内容 (6) 本人への対応の実施状況 (7) 公表の実施状況 (8) 再発防止のための措置 (9) その他参考となる事項 （個人情報ファイル簿） 第3条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿（次項及び第3項において「個人情報ファイル簿」という。）は、別記第1号様式によるものとする。 2 個人情報ファイル簿は、事務局又は支所に備え置くものとする。 3 前2項に定めるもののほか、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関し必要な事項は、委員会が定める。 （個人情報取扱事務登録簿） 第4条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿（第3項及び第4項において「登録簿」という。）は、別記第2号様式によるものとする。 2 条例第3条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 個人情報の経常的な提供先 (2) 個人情報の処理形態 (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無 3 登録簿は、事務局又は支所に備え置くものとする。 4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、委員会が定める。 （保有個人情報開示請求書） 第5条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第3号様式の保有個人情報開示請求書による
道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
北海道選挙管理委員会告示第18号 個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道選挙管理委員会規程を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛 個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道選挙管理委員会規程 （趣旨） 第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行（北海道選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報の保護等に係るものに限る。）については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この委員会規程の定めるところによ	

ものとする。

（北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告）

第6条 委員会は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会（第30条において「審査会」という。）に報告しなければならない。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第7条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 別記第4号様式の保有個人情報開示決定通知書
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 別記第5号様式の保有個人情報一部開示決定通知書

2 政令第26条第1項の書面は、別記第6号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

3 法第82条第2項の書面は、別記第7号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書によるものとする。

（保有個人情報の開示決定等期間延長通知書）

第8条 条例第4条第2項の書面は、別記第8号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書）

第9条 条例第5条の書面は、別記第9号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の開示請求事案移送通知書）

第10条 法第85条第1項の書面は、別記第10号様式の保有個人情報の開示請求事案移送通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第11条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、別記第11号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 法第86条第3項の書面は、別記第12号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。

（開示の実施に係る本人確認）

第12条 委員会は、開示の実施をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。以下この条において同じ。）を確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示

を求めることができる。

（電磁的記録の開示の方法）

第13条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。同号及び次条第1項において同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) 電磁的記録（委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

（自己に関する保有個人情報の閲覧等）

第14条 法第87条第1項の規定により、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書（電磁的記録を委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に取扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 委員会は、前項の規定に違反した者に対しては、地方公共団体等行政文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（開示保有個人情報の所在地以外の地での開示の実施）

第15条 委員会は、開示請求者の住所が開示保有個人情報（開示請求に係る保有個人情報のうちその全部又は一部を開示する旨の決定がされた保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）を保管している事務所の所在地（以下この条において「開示保有個人情報の所在地」という。）から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示保有個人情報の所在地において開示保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下この条から第19条までにおいて同じ。）を開示保有個人情報の所在地以外の地に送付することにより開示保有個人情報の開示をすることができるときは、開示保有個人情報の所在地以外の地の委員会が指定する場所で、当該地方公共団体等行政文書の写しにより開示保有個人情報の開示をすることができる。

(写しの交付等)

第16条 地方公共団体等行政文書の写しの交付部数は、開示請求があった保有個人情報に係る地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

2 地方公共団体等行政文書の写しの作成方法は、委員会が定める。

(写しの交付に要する費用の納付)

第17条 条例第6条第2項の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除)

第18条 次に掲げる者については、条例第6条第2項ただし書の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額(当該写しの送付に要する費用の額を除く。)を免除するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号の扶助を受けている者

(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

2 条例第6条第2項ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第13号様式の写しの交付費用免除申請書を委員会に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定による提出があった場合における当該提出をした者に対する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 写しの交付に要する費用の額を免除する旨の決定をしたとき 別記第14号様式の写しの交付費用免除決定通知書

(2) 写しの交付に要する費用の額を免除しない旨の決定をしたとき 別記第15号様式の写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第19条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他委員会が定める方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第20条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第16号様式の保有個人情報訂正請求書によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第21条 法第93条第1項の書面は、別記第17号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるものとする。

2 法第93条第2項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書)

第22条 法第94条第2項の書面は、別記第19号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書)

第23条 法第95条の書面は、別記第20号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正請求事案移送通知書)

第24条 法第96条第1項の書面は、別記第21号様式の保有個人情報の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第25条 法第97条の書面は、別記第22号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第26条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第27条 法第101条第1項の書面は、別記第24号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、別記第25号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書)

第28条 法第102条第2項の書面は、別記第26号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書)

第29条 法第103条の書面は、別記第27号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第30条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、別記第28号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

(第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等)

第31条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第107条第1項第1号の裁決をしたとき 別記第29号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(2) 法第107条第1項第2号の裁決をしたとき 別記第30号様式の審査請求に係る保有個

個人情報の開示通知書

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込み)

第32条 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みは、別記第31号様式の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書により行うものとする。

2 条例第7条第3項の手数料は、前項の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書に北海道収入証紙を貼って納付しなければならない。

(委任)

第33条 この委員会規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		(名 称) (所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ期間	
備考	

(日本産業規格A4)

別記第2号様式（第4条関係）

個人情報取扱事務登録簿

機関名											全庁共通・出先機関共通・固有		
登録年月日	年 月 日			事務の開始年月日			年 月 日						
事務の名称													
事務の目的													
事務を担当する部課等													
個人情報の対象者の範囲													
個人情報を保有する機関	本庁		総合振興局		振興局		出先機関						
個人情報の項目	基本的事項	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 身体の特徴 ☐		要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 心身の機能障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調剤 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害の事実 ☐ 刑事事件に関する			家庭生活	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐		社会生活	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・嗜好	
	個人	☐ 身体の特徴を電算化した符号											

	識別符号	() ☐ 旅券番号 ☐ 基礎年金番号 ☐ 運転免許証番号 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 ☐	る手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐	根拠 ☐ 法令等 ☐ 犯罪の予防等 ☐	☐ 資産・収入その他 ☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況 ☐
個人情報の収集先	☐ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内 ☐ 民間法人・団体 ☐ 他の実施機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他				
個人情報の経常的な提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐ 他の実施機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 民間法人・団体				
個人情報の処理形態	☐ 電子計算機処理を含む。 ☐ 電子計算機処理を含まない (手書き処理)。				
外部委託の有無	☐ 無 ☐ 有				
備考					

(日本産業規格 A 4)

別記第 3 号様式 (第 5 条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第 77 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。記載がない場合は開示決定後に

保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出していただきます。)

(1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

(1) 行政情報センター等における開示の実施を希望する。
<実施の方法> ☐ 閲覧又は視聴 ☐ 写しの交付 ☐ その他 ()
<実施の希望日> 年 月 日 午前・午後

(2) 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

(1) 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

(2) 請求者本人確認書類
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所の記載があるもの)
☐ その他 ()
※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。

(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
ア 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人
☐ 任意代理人委任者
イ 本人の氏名
ウ 本人の住所又は居所

(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()

(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

(日本産業規格 A 4)

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 82 条第 1 項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

2 開示する保有個人情報の利用目的

3 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 行政情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第5号様式（第7条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

2 開示しないこととした部分とその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 行政情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

教 示

1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第6号様式（第7条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

1 保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ()
	(2) 複写したものの 交付	ア 全部 イ 一部 ()
	(3) その他 ()	ア 全部 イ 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

注 「保有個人情報開示請求書」に記載した事項を変更しないときは、提出不要です。
(日本産業規格A 4)

別記第7号様式 (第7条関係)

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示をしないこととした理由	

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理

委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第8号様式 (第8条関係)

保有個人情報の開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間等	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第9号様式 (第9条関係)

保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示決定等の期限の特例 規定を適用する理由	
残りの保有個人情報につ いて開示決定等をする期 限	(年 月 日までに可能な部分について開示 決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限 までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第10号様式 (第10条関係)

保有個人情報の開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案につ
いては、個人情報の保護に関する法律第85条第 1 項の規定により、次のとおり移送した
ので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われま
す。

記

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：
備考	

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第11号様式 (第11条関係)

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関す
る法律第77条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定
等を行う際の参考とするため、同法第86条第 1 項 (第 2 項) の規定により、御意見を伺
います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見がある
ときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」に必要事項を記入の上、
提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取
り扱います。

記

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
(法第86条第 2 項の場合) 第 1 号又は第 2 号の適用 の区分及び理由	適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	事務局等名： 所 在 地：
意見書の提出期限	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

電話番号（担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的な理由

（日本産業規格A4）

別記第12号様式（第11条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第13号様式（第18条関係）

写しの交付費用免除申請書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書及び個人情報の保護に関する法律施行細則第18条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除を申請します。

記

- 1 開示を請求する特定個人情報
- 2 免除を求める理由
(1) 生活保護法第11条第1項第 号の扶助を受けており、費用を納付する資力がないため。
(2) その他

注1 (1)又は(2)のいずれかに○を付してください。
2 (1)に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載すると

ともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

- 3 (2)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

(日本産業規格 A 4)

別記第14号様式 (第18条関係)

写しの交付費用免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除申請について、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書及び個人情報の保護に関する法律施行細則第18条第1項の規定により、次のとおり免除することとしたので、通知します。

記

対象となる特定個人情報の名称

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第15号様式 (第18条関係)

写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除申請については、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書に規定する経済的困難その他特別の理由があると認めませんので、通知します。

記

1 対象となる特定個人情報の名称

2 免除が認められない理由等

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第16号様式 (第20条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正を請求する保有個人情報

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

(1) 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

（日本産業規格A 4）

別記第17号様式（第21条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格A 4)

別記第18号様式（第21条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分

の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第19号様式 (第22条関係)

保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間等	日 (訂正決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第20号様式 (第23条関係)

保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人	
-------------	--

情報の名称等	
訂正決定等の期限の特例 規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第21号様式 (第24条関係)

保有個人情報の訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人 情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：
備考	

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第22号様式 (第25条関係)

保有個人情報訂正実施通知書

第 号 年 月 日		開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報		決定通知書)の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
様		利用停止請求の趣旨及び理由		(趣旨) ☐ 法第98条第1項第1号に該当(☐ 利用の停止 ☐ 消去) ☐ 法第98条第1項第2号に該当(提供の停止) (理由)	
2 本人確認等					
(1) 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人					
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載があるもの) ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。					
(3) 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所					
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()					
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()					
(日本産業規格A4)					
別記第24号様式(第27条関係) 保有個人情報利用停止決定通知書 第 号 年 月 日 様 北海道選挙管理委員会委員長 印 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので、通知します。					

第 号 年 月 日	
様	
北海道選挙管理委員会委員長 印	
に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。	
記	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所 電 話 (内線) (日本産業規格A4)	
別記第23号様式(第26条関係) 保有個人情報利用停止請求書 年 月 日 北海道選挙管理委員会委員長 様 郵便番号 住所又は居所 氏 名 電 話 番 号 個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。	
記	
1 利用停止を請求する保有個人情報	
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
	保有個人情報開示決定通知書(又は保有個人情報一部開示

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格A 4)

別記第25号様式（第27条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格A 4)

別記第26号様式（第28条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格A 4)

別記第27号様式（第29条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印
年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の特例規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第28号様式 (第30条関係)

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印
年 月 日付けの北海道選挙管理委員会に対する審査請求について、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第29号様式 (第31条関係)

第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印
に関する情報が含まれている保有個人情報について、審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示決定した保有個人情報のうち、審査請求人が開示しないことを求めた情報）	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決(却下し、又は棄却する裁決)の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第30号様式 (第31条関係)

審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印
に関する情報が含まれている保有個人情報について、年 月 日付け第 号で一部開示（開示をしない旨の）決定をしましたが、当該処分に係る審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示をしないこととした保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報）のうち、に関する情報	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決（原処分を変更する裁決）の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第31号様式（第32条関係）

(第 1 面)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報の保護に関する法律第115条（第118条第 2 項において準用する同法第115条）の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した

事項に従って納付すること。

(日本産業規格 A 4)

(第 2 面)

北海道収入証紙貼付欄

北海道選挙管理委員会告示第19号

北海道選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

北海道選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程
北海道選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成 6 年北海道選挙管理委員会告示第 82 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

北海道選挙管理委員会告示第20号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 31 日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程（平成 10 年北海道選挙管理委員会告示第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 13 条」を「第 13 条第 1 項」に改める。

第 5 条中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告）

第 5 条の 2 委員会は、条例第 16 条第 1 項の規定により公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に改める。

別記第 4 号様式中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に、「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この不開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」を「 教 示 1 この不開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」に改める。 別記第5号様式中「開示請求」を「付けて開示請求」に、 「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分」を「 教 示 1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分」に改める。 別記第6号様式中「開示請求」を「付けて開示請求」に、 「1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服があ」を「 教 示 1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服があ」に改める。 別記第7号様式中「開示請求」を「付けて開示請求」に、 「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」を「 教 示 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」に改める。 別記第8号様式中「開示請求」を「付けて開示請求」に改める。 別記第9号様式中「日に」を「日付けで」に改める。 別記第10号様式中 「1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があ」を「 教 示 1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があ」に改める。 別記第12号様式及び別記第13号様式中「非開示」を「不開示」に改める。 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。	個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道人事委員会規則 (趣旨) 第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行（北海道人事委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報の保護等に係るものに限る。）については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (漏えい等の報告) 第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第1項の規定に基づき委員会に設置された委員会事務局の保有個人情報を利用する課は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等の事態」という。）が生じたときは、速やかに、当該漏えい等の事態に関する次に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。 (1) 概要 (2) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報の項目 (3) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報に係る本人の数 (4) 原因 (5) 二次被害の有無及びその内容 (6) 本人への対応の実施状況 (7) 公表の実施状況 (8) 再発防止のための措置 (9) その他参考となる事項 (個人情報ファイル簿) 第3条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿（次項及び第3項において「個人情報ファイル簿」という。）は、別記第1号様式によるものとする。 2 個人情報ファイル簿は、委員会事務局総務審査課等に備え置くものとする。 3 前2項に定めるもののほか、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関し必要な事項は、委員会事務局長が定める。 (個人情報取扱事務登録簿) 第4条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿（第3項及び第4項において「登録簿」という。）は、別記第2号様式によるものとする。 2 条例第3条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 個人情報の経常的な提供先 (2) 個人情報の処理形態 (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無
道 人 事 委 員 会 規 則	
個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道人事委員会規則をここに公布する。 令和5年3月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則2-63	

3 登録簿は、委員会事務局総務審査課等に備え置くものとする。

4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、委員会事務局長が定める。
(保有個人情報開示請求書)

第5条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第3号様式の保有個人情報開示請求書によるものとする。
(北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告)

第6条 委員会は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会(第29条において「審査会」という。)に報告しなければならない。
(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 別記第4号様式の保有個人情報開示決定通知書
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 別記第5号様式の保有個人情報一部開示決定通知書

2 政令第26条第1項の書面は、別記第6号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

3 法第82条第2項の書面は、別記第7号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書によるものとする。
(保有個人情報の開示決定等期間延長通知書)

第8条 条例第4条第2項の書面は、別記第8号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。
(保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書)

第9条 条例第5条の書面は、別記第9号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。
(保有個人情報の開示請求事案移送通知書)

第10条 法第85条第1項の書面は、別記第10号様式の保有個人情報の開示請求事案移送通知書によるものとする。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第11条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、別記第11号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 法第86条第3項の書面は、別記第12号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。
(開示の実施に係る本人確認)

第12条 委員会は、開示の実施をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。以下この条において同じ。)を確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求めることができる。
(電磁的記録の開示の方法)

第13条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号又は次号に該当するものを除く。) 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。同号及び次条第1項において同じ。)を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録(委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。) 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付
(自己に関する保有個人情報の閲覧等)

第14条 法第87条第1項の規定により、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書(電磁的記録を委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 委員会は、前項の規定に違反した者に対しては、地方公共団体等行政文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。
(開示保有個人情報の所在地以外の地での開示の実施)

第15条 委員会は、開示請求者の住所が開示保有個人情報(開示請求に係る保有個人情報のうちその全部又は一部を開示する旨の決定がされた保有個人情報をいう。以下この条において同じ。)を保管している委員会の所在地(以下この条において「開示保有個人情報の所在地」という。)から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示保有個人情報の所在地において開示保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し(電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下この条から第18条までにおいて同じ。)を開

示保有個人情報の所在地以外の地に送付することにより開示保有個人情報の開示をすることができるときは、開示保有個人情報の所在地以外の地の委員会が指定する場所で、当該地方公共団体等行政文書の写しにより開示保有個人情報の開示をすることができる。

(写しの交付等)

第16条 地方公共団体等行政文書の写しの交付部数は、開示請求があった保有個人情報に係る地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

2 地方公共団体等行政文書の写しの作成方法は、委員会事務局長が定める。

(写しの交付に要する費用の納付)

第17条 条例第6条第2項の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第18条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、現金で納付する方法又は委員会事務局長が定める方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第19条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第13号様式の保有個人情報訂正請求書によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第20条 法第93条第1項の書面は、別記第14号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるものとする。

2 法第93条第2項の書面は、別記第15号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書)

第21条 法第94条第2項の書面は、別記第16号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書)

第22条 法第95条の書面は、別記第17号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正請求事案移送通知書)

第23条 法第96条第1項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第24条 法第97条の書面は、別記第19号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第25条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第20号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第26条 法第101条第1項の書面は、別記第21号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、別記第22号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書)

第27条 法第102条第2項の書面は、別記第23号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書)

第28条 法第103条の書面は、別記第24号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第29条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、別記第25号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

(第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等)

第30条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第107条第1項第1号の裁決をしたとき 別記第26号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(2) 法第107条第1項第2号の裁決をしたとき 別記第27号様式の審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込み)

第31条 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みは、別記第28号様式の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書により行うものとする。

2 条例第7条第3項の手数料は、前項の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書に北海道収入証紙を貼って納付しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式 (第3条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	

記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北海道人事委員会 (所在地) 札幌市中央区北3条西7丁目	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

(日本産業規格A4)

別記第2号様式 (第4条関係)

個人情報取扱事務登録簿

機関名 北海道人事委員会

登録年月日	年 月 日	事務の開始年月日	年 月 日
事務の名称			
事務の目的			
事務を担当する課			

個人情報の対象者の範囲										
個人情報の項目	基 本 的 事 項	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 身体の特徴 ☐	要 配 慮 個 人 情 報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 心身の機能障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調剤 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害の事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐	家 庭 生 活	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐	社 会 生 活	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・嗜好 ☐	資 産 ・ 収 入 そ の 他	☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況 ☐
個人情報の収集先	☐ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内 ☐ 民間法人・団体 ☐ 他の実施機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他									
個人情報の経常的な提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐ 他の実施機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 民間法人・団体									
個人情報の処理形態	☐ 電子計算機処理を含む。 ☐ 電子計算機処理を含まない (手書き処理)。									
外部委託の有無	☐ 無 ☐ 有									
備考										

(日本産業規格A4)

別記第3号様式 (第5条関係)

保有個人情報開示請求書

北海道人事委員会委員長 様

年 月 日

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。記載がない場合は開示決定後に保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出していただきます。）

(1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

- (1) 行政情報センターにおける開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ ☐閲覧又は視聴 ☐写しの交付 ☐その他（ ）
＜実施の希望日＞ 年 月 日 午前・午後
(2) 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

- (1) 開示請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人
(2) 請求者本人確認書類
☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証
☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの）
☐その他（ ）
※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人
☐任意代理人委任者
イ 本人の氏名
ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他（ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他（ ）

（日本産業規格A4）

別記第4号様式（第7条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報

- 2 開示する保有個人情報の利用目的

- 3 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

- (1) 開示の実施の方法等
(2) 行政情報センターにおける開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで
（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。）
時間：
場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

連絡先 事務局 課
電 話 （内線）

（日本産業規格A4）

別記第5号様式（第7条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

2 開示しないこととした部分とその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 行政情報センターにおける開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで
(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。)

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

教 示

1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道人事委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第6号様式（第7条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

北海道人事委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

1 保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	ア 全部 イ 一部 ()
	(3) その他 ()	ア 全部 イ 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

注 「保有個人情報開示請求書」に記載した事項を変更しないときは、提出不要です。
(日本産業規格A4)

別記第7号様式（第7条関係）

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした	

理由

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道人事委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第8号様式（第8条関係）

保有個人情報の開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第9号様式（第9条関係）

保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等の期限の特例規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第10号様式（第10条関係）

保有個人情報の開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
	(行政機関の長等)

移送先の行政機関の長等	(連絡先) 部課等名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：
備考	

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第11号様式 (第11条関係)

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項(第2項)の規定により、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
(法第86条第2項の場合)第1号又は第2号の適用の区分及び理由	適用区分 □第1号 □第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	

意見書の提出先	北海道人事委員会事務局 課 連絡先
意見書の提出期限	年 月 日

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

北海道人事委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

電話番号(担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的な理由

(日本産業規格 A 4)

別記第12号様式 (第11条関係)

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道人事委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第13号様式（第19条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

北海道人事委員会委員長 様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

- 1 訂正を請求する保有個人情報

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

(1) 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

(日本産業規格A4)

別記第14号様式（第20条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報

の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び 理由	(訂正内容) (訂正理由)

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道人事委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第15号様式（第20条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人	
-------------	--

情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道人事委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第16号様式（第21条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間等	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第17号様式（第22条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定等の期限の特例規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第18号様式 (第23条関係)

保有個人情報の訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
	(行政機関の長等)

移送先の行政機関の長等	(連絡先) 部課等名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：
備考	

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第19号様式 (第24条関係)

保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第20号様式 (第25条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道人事委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所
氏 名
電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止を請求する保有個人情報

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 法第98条第1項第1号に該当(☐ 利用の停止 ☐ 消去) ☐ 法第98条第1項第2号に該当（提供の停止） (理由)

2 本人確認等

(1) 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

（日本産業規格A4）

別記第21号様式（第26条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をするに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道人事委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)

（日本産業規格A4）

別記第22号様式（第26条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様 北海道人事委員会委員長 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、通知します。 記 <table><tr><td>利用停止請求に係る保有個人情報の名称等</td><td></td></tr><tr><td>利用停止をしないこととした理由</td><td></td></tr></table> 教 示 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道人事委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 連絡先 事務局 課 電 話 (内線) (日本産業規格A 4) 別記第23号様式（第27条関係） 保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書 第 号 年 月 日 様 北海道人事委員会委員長 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。 記 <table><tr><td>利用停止請求に係る保有個人情報の名称等</td><td></td></tr><tr><td>利用停止決定等の期間の特例規定を適用する理由</td><td></td></tr><tr><td>利用停止決定等をする期限</td><td>年 月 日</td></tr></table> 連絡先 事務局 課 電 話 (内線) (日本産業規格A 4) 別記第25号様式（第29条関係） 審査会諮問通知書 第 号 年 月 日 様 北海道人事委員会委員長 年 月 日付けの北海道人事委員会に対する審査請求について、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。 記		利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		利用停止をしないこととした理由		利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		利用停止決定等の期間の特例規定を適用する理由		利用停止決定等をする期限	年 月 日	<table><tr><td>個人情報の名称等</td><td></td></tr><tr><td>延長後の期間等</td><td>日(利用停止決定等の期限 年 月 日)</td></tr><tr><td>延長の理由</td><td></td></tr></table> 連絡先 事務局 課 電 話 (内線) (日本産業規格A 4) 別記第24号様式（第28条関係） 保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書 第 号 年 月 日 様 北海道人事委員会委員長 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。 記 <table><tr><td>利用停止請求に係る保有個人情報の名称等</td><td></td></tr><tr><td>利用停止決定等の期限の特例規定を適用する理由</td><td></td></tr><tr><td>利用停止決定等をする期限</td><td>年 月 日</td></tr></table> 連絡先 事務局 課 電 話 (内線) (日本産業規格A 4) 別記第25号様式（第29条関係） 審査会諮問通知書 第 号 年 月 日 様 北海道人事委員会委員長 年 月 日付けの北海道人事委員会に対する審査請求について、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。 記	個人情報の名称等		延長後の期間等	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)	延長の理由		利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		利用停止決定等の期限の特例規定を適用する理由		利用停止決定等をする期限	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等																								
利用停止をしないこととした理由																								
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等																								
利用停止決定等の期間の特例規定を適用する理由																								
利用停止決定等をする期限	年 月 日																							
個人情報の名称等																								
延長後の期間等	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)																							
延長の理由																								
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等																								
利用停止決定等の期限の特例規定を適用する理由																								
利用停止決定等をする期限	年 月 日																							

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等	
審査請求	(1) 審査請求日
	(2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第26号様式 (第30条関係)

第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 (開示決定した保有個人情報のうち、審査請求人が開示しないことを求めた情報)	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決(却下し、又は棄却する裁決)の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第27号様式 (第30条関係)

審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、年 月日付け第 号で一部開示(開示をしない旨の)決定をしましたが、当該処分に係る審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 (開示をしないこととした保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報)のうち、 に関する情報	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決(原処分を変更する裁決)の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 事務局 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第28号様式 (第31条関係)

(第1面)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

北海道人事委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所(法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

氏 名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報の保護に関する法律第115条（第118条第2項において準用する同法第115条）の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。

（日本産業規格A4）

（第2面）

北海道収入証紙貼付欄

個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則2-64

個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則（北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則の一部改正）

第1条 北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則（北海道人事委員会規則2-26）の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第5条第2号中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告）

第5条の2 委員会は、条例第16条第1項の規定により公文書の存否を明らかにしない決定

をしたときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

別記第1号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第4号様式中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に、「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、

「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」を「教 示

1 この不開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第5号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、

「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分」を「教 示

1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第6号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服があ」を「教 示

1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服があ」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第7号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」を「教 示

1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第8号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第9号様式中「日に」を「日付けで」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第10号様式中

「1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があ」を「教 示

1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があ」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第11号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第12号様式及び別記第13号様式中「非開示」を「不開示」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 （北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道人事委員会規則の一部改正） 第2条 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道人事委員会規則（北海道人事委員会規則2－46）の一部を次のように改正する。 別表北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の項を削る。 （北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止） 第3条 北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（北海道人事委員会規則2－23）は、廃止する。 附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則7－1447 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－267）の一部を次のように改正する。 別表第1イの表教育研究所附属情報処理教育センターの項及び同表教育研究所附属理科教育センターの項を削る。 附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則7－1448 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7－405）の一部を次のように改正する。 別表第1カの表4級の部中「、教育研究所研究主幹又は教育研究所センター次長」を「又は教育研究所研究主幹」に改める。 附 則	この規則は、令和5年4月1日から施行する。 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則14－83 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。 別表教育庁の部教育研究所の項中「部長」を「部長 担当部長」に、「研究主幹 センター長 センター次長」を「研究主幹」に改める。 附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則16－41 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。 別表第1中19の項を21の項とし、18の項を19の項とし、同項の次に次の1項を加える。 20 地方税共同機構 別表第1中17の項を18の項とし、12の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、11の項の次に次の1項を加える。 12 一般社団法人北海道貿易物産振興会 附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 <tr><td colspan="2">道 人 事 委 員 会 訓 令</td></tr> <tr><td colspan="2">北海道人事委員会訓令第1号</td></tr> <tr><td colspan="2">庁 中 一 般</td></tr> <tr><td colspan="2">北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</td></tr>	道 人 事 委 員 会 訓 令		北海道人事委員会訓令第1号		庁 中 一 般		北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
道 人 事 委 員 会 訓 令									
北海道人事委員会訓令第1号									
庁 中 一 般									
北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。									

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

「 新ひだか町静内山手町5丁目 山手小学校 」を削る。 北海道人事委員会告示第4号 令和3年北海道人事委員会告示第13号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。 令和5年3月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 胆振総合振興局の項及び釧路総合振興局の項を削る。 北海道人事委員会告示第5号 令和4年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。 令和5年3月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 イの表札幌の項中 「 芦別市野花南町 芦別警察署野花南駐在所 」を削り、 同表旭川の項中 「 愛別町字愛山 旭川東警察署愛山駐在所 」を削る。	める。 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 道 監 査 委 員 告 示 北海道監査委員告示第1号 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道監査委員 稲 村 久 男 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 永 山 秀 明 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程 次に掲げる規程は、廃止する。 (1) 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年監査委員告示第2号） 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 北海道監査委員告示第2号 個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道監査委員規程を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道監査委員 稲 村 久 男 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 永 山 秀 明 個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道監査委員規程 (趣旨) 第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 (漏えい等の事態の報告) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条第1項の規定に基づき北海道監査委員（以下「監査委員」という。）に設置された北海道監査委員事務局において保有個人情報を利
道 監 査 委 員 訓 令 北海道監査委員訓令第1号 北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道監査委員 稲 村 久 男 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 永 山 秀 明 北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 北海道監査委員事務局文書管理規程（昭和43年北海道監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項第5号中「北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改	

用する課は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等の事態」という。）が生じたときは、速やかに、当該漏えい等の事態に関する次に掲げる事項を監査委員に報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報の項目
- (3) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報に係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害の有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

（個人情報ファイル簿）

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿（次項において「ファイル簿」という。）は、別記第1号様式によるものとする。

2 個人情報ファイル簿は、監査委員事務局総括監査課等に備え置くものとする。

3 前2項に定めるもののほか、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関し必要な事項は、監査委員事務局長が定める。

（個人情報取扱事務登録簿）

第4条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿（第3項及び第4項において「登録簿」という。）は、別記第2号様式によるものとする。

2 条例第3条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の経常的な提供先
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無

3 登録簿は、監査委員事務局総括監査課等に備え置くものとする。

4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、監査委員事務局長が定める。

（保有個人情報開示請求書）

第5条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第3号様式の保有個人情報開示請求書によるものとする。

（北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告）

第6条 監査委員は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会（第29条において「審査会」という。）に報告しなければならない。

（保有個人情報開示決定等通知書等）

第7条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 別記第4号様式の保有個人情報開示決定通知書

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 別記第5号様式の保有個人情報一部開示決定通知書

2 政令第26条第1項の書面は、別記第6号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

3 法第82条第2項の書面は、別記第7号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書によるものとする。

（保有個人情報の開示決定等期間延長通知書）

第8条 条例第4条第2項の書面は、別記第8号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書）

第9条 条例第5条の書面は、別記第9号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の開示請求事案移送通知書）

第10条 法第85条第1項の書面は、別記第10号様式の保有個人情報の開示請求事案移送通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第11条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、別記第11号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 法第86条第3項の書面は、別記第12号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。

（開示の実施に係る本人確認）

第12条 監査委員は、開示を実施する場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。以下この条において同じ。）を確認することが必要であると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求めることができる。

（電磁的記録の開示の方法）

第13条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器によ

り再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を監査委員が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同号及び次条において同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) 電磁的記録（監査委員が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

（自己に関する保有個人情報の閲覧等）

第14条 法第87条第1項の規定により、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書（電磁的記録を監査委員が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 監査委員は、前項の規定に違反した者に対しては、地方公共団体等行政文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（開示保有個人情報の所在地以外の地での開示の実施）

第15条 監査委員は、開示請求者の住所が開示保有個人情報（開示請求に係る保有個人情報のうちその全部又は一部を開示する旨の決定がされた保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）を保管している監査委員事務局の所在地（以下この条において「開示保有個人情報の所在地」という。）から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示保有個人情報の所在地において開示保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下この条から第18条までにおいて同じ。）を開示保有個人情報の所在地以外の地に送付することにより開示保有個人情報の開示をすることができるときは、開示保有個人情報の所在地以外の地の監査委員が指定する場所で、当該地方公共団体等行政文書の写しにより開示保有個人情報の開示をすることができる。

（写しの交付等）

第16条 地方公共団体等行政文書の写しの交付部数は、開示の請求があった保有個人情報に係る地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

2 地方公共団体等行政文書の写しの作成方法は、監査委員事務局長が定める。

（写しの交付に要する費用の納付）

第17条 条例第6条第2項の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第18条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、現金で納付する方法又は監査委員事務局長が定める方法とする。

（保有個人情報訂正請求書）

第19条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第13号様式の保有個人情報訂正請求書によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第20条 法第93条第1項の書面は、別記第14号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるものとする。

2 法第93条第2項の書面は、別記第15号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

（保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書）

第21条 法第94条第2項の書面は、別記第16号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書）

第22条 法第95条の書面は、別記第17号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の訂正請求事案移送通知書）

第23条 法第96条第1項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

（保有個人情報訂正実施通知書）

第24条 法第97条の書面は、別記第19号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第25条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第20号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第26条 法第101条第1項の書面は、別記第21号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、別記第22号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

（保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書）

第27条 法第102条第2項の書面は、別記第23号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間

延長通知書によるものとする。 （保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書） 第28条 法第103条の書面は、別記第24号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書によるものとする。 （審査会に諮問をした旨の通知） 第29条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、別記第25号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。 （第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等） 第30条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。 (1) 法第107条第1項第1号の裁決をしたとき 別記第26号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書 (2) 法第107条第1項第2号の裁決をしたとき 別記第27号様式の審査請求に係る保有個人情報の開示通知書 （行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込み） 第31条 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みは、別記第28号様式の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書により行うものとする。 2 条例第7条第3項の手数料は、前項の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書に北海道収入証紙を貼って納付しなければならない。 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 別記様式第1号（第3条関係） 個人情報ファイル簿 <table><tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td></td></tr><tr><td>実施機関の名称</td><td></td></tr><tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td></td></tr><tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td></td></tr><tr><td>記録項目</td><td></td></tr><tr><td>記録範囲</td><td></td></tr><tr><td>記録情報の収集方法</td><td></td></tr><tr><td>要配慮個人情報が含まれると</td><td></td></tr></table>	個人情報ファイルの名称		実施機関の名称		個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		個人情報ファイルの利用目的		記録項目		記録範囲		記録情報の収集方法		要配慮個人情報が含まれると		<table><tr><td>きは、その旨</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">(名 称) 北海道監査委員事務局</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">(所在地) 札幌市中央区北3条西7丁目</td></tr><tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐有 ☐無</td><td>☐法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）</td></tr><tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr></table> (日本産業規格A4) 別記第2号様式（第4条関係） 個人情報取扱事務登録簿 <table><tr><td>機関名</td><td colspan="3">北海道監査委員事務局</td></tr></table> <table><tr><td>登録年月日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>事務の開始年月日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>事務の名称</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td>事務の目的</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td>事務を担当する部</td><td colspan="7"></td></tr></table>	きは、その旨			記録情報の経常的提供先			開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北海道監査委員事務局			(所在地) 札幌市中央区北3条西7丁目		訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等			個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨			行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地			行政機関等匿名加工情報の概要			作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地			作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間			備考			機関名	北海道監査委員事務局			登録年月日	年	月	日	事務の開始年月日	年	月	日	事務の名称								事務の目的								事務を担当する部							
個人情報ファイルの名称																																																																																									
実施機関の名称																																																																																									
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称																																																																																									
個人情報ファイルの利用目的																																																																																									
記録項目																																																																																									
記録範囲																																																																																									
記録情報の収集方法																																																																																									
要配慮個人情報が含まれると																																																																																									
きは、その旨																																																																																									
記録情報の経常的提供先																																																																																									
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北海道監査委員事務局																																																																																								
	(所在地) 札幌市中央区北3条西7丁目																																																																																								
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等																																																																																									
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）																																																																																							
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨																																																																																									
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地																																																																																									
行政機関等匿名加工情報の概要																																																																																									
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地																																																																																									
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間																																																																																									
備考																																																																																									
機関名	北海道監査委員事務局																																																																																								
登録年月日	年	月	日	事務の開始年月日	年	月	日																																																																																		
事務の名称																																																																																									
事務の目的																																																																																									
事務を担当する部																																																																																									

課等										
個人情報の対象者の範囲										
個人情報の項目	基本的事項	☐ 識別番号	要配慮個人情報	☐ 人種	家庭生活	☐ 家庭状況				
		☐ 氏名		☐ 信条		☐ 親族関係				
		☐ 住所		☐ 社会的身分		☐ 婚姻歴				
		☐ 本籍・国籍		☐ 病歴		☐				
		☐ 生年月日・年齢		☐ 心身の機能障害	社会生活	☐ 職業・職歴				
		☐ 性別		☐ 健康診断等結果		☐ 学業・学歴				
		☐ 連絡先		☐ 指導・診療・調剤		☐ 資格				
		☐ 身体の特徴		☐ 犯罪の経歴		☐ 賞罰				
		☐		☐ 犯罪被害の事実		☐ 成績・評価				
個人識別符号	個人識別符号	☐ 身体の特徴を電算化した符号（ ）		☐ 刑事事件に関する手続		☐ 公的扶助				
		☐ 少年の保護事件に関する手続		☐ 趣味・し好						
		☐ 旅券番号		☐ 法令等	資産・収入その他	☐ 資産状況				
		☐ 基礎年金番号		☐ 犯罪の予防等		☐ 収入状況				
		☐ 運転免許証番号				☐ 納税状況				
		☐ 住民票コード				☐ 取引状況				
		☐ 個人番号				☐				
		☐				☐				
個人情報の収集先	☐ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内 ☐ 民間法人・団体 ☐ 他の実施機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他									
個人情報の経常的な提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐ 他の実施機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 民間法人・団体									
個人情報の処理形態	☐ 電子計算機処理を含む。 ☐ 電子計算機処理を含まない（手書き処理）。									
外部委託の有無	☐ 無 ☐ 有									
備考										

(日本産業規格A 4)

別記第3号様式（第5条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

北海道監査委員 様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。記載がない場合は開示決定後に保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出していただきます。）

(1)又は(2)のいずれかに○印を付してください。

(1) 行政情報センター等における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ ☐閲覧又は視聴 ☐写しの交付 ☐その他（ ）
＜実施の希望日＞ 年 月 日

(2) 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

(1) 開示請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人

(2) 請求者本人確認書類
☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証
☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
☐その他（ ）
※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等を添付してください。

(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人
☐任意代理人委任者
イ 本人の氏名
ウ 本人の住所又は居所

(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

(日本産業規格A 4)

別記第4号様式 (第7条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

2 開示する保有個人情報の利用目的

3 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等
(2) 行政情報センターにおける開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで (土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。) 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

<連絡先>

北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第5号様式 (第7条関係)

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づき、次のとおりその一部を開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

2 開示しないこととした部分とその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等
(2) 行政情報センターにおける開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで (土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。) 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

教 示

- この決定 (以下「処分」という。) に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日 (1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して6月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道監査委員となります。) を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<連絡先>

北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第 6 号様式 (第 7 条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

北海道監査委員 様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第 87 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書 (又は保有個人情報一部開示決定通知書) の文書番号及び日付

文書番号：

日 付：

- 2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ()
	(2) 複写したもの の交付	ア 全部 イ 一部 ()
	(3) その他 ()	ア 全部 イ 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

注 「保有個人情報開示請求書」に記載した事項を変更しないときは、提出不要です。

(日本産業規格 A 4)

別記第 7 号様式 (第 7 条関係)

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 82 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

教 示

- 1 この決定 (以下「処分」という。) に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、北海道監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日 (1 による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道監査委員となります。) を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<連絡先>

北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

保有個人情報の開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<連絡先>

北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第9号様式（第9条関係）

保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等の期限の特例を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

<連絡先>

北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第10号様式（第10条関係）

保有個人情報の開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課室名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：

<連絡先>

北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第11号様式（第11条関係）

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項（第2項）の規定に基づき、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見がある

ときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」に必要な事項を御記入の上、提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
(法第86条第2項の場合) 第1号又は第2号の適用の区分及び理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	北海道監査委員事務局 課 所在地：札幌市中央区北3条西7丁目
意見書の提出期限	年 月 日

<連絡先>

北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格A4)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日
北海道監査委員 様

郵便番号
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）
氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
電話番号（担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとお

り意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的な理由

(日本産業規格A4)

別記第12号様式（第11条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起

算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜連絡先＞
北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格A4)

別記第13号様式（第19条関係）

保有個人情報訂正請求書
年 月 日

北海道監査委員 様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正を請求する保有個人情報

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

(1) 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等を添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください）

い。）
ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人
☐任意代理人委任者

イ 本人の氏名
ウ 本人の住所又は居所

(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書
☐その他（ ）

(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他（ ）

(日本産業規格A4)

別記第14号様式（第20条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けて訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起

することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜連絡先＞
北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格A4)

別記第15号様式（第20条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜連絡先＞
北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)

(日本産業規格A4)

別記第16号様式（第21条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

＜連絡先＞

北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格A4)

別記第17号様式（第22条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定等の期限の特例規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

＜連絡先＞
北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第18号様式 (第23条関係)

保有個人情報の訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

＜連絡先＞
北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第19号様式 (第24条関係)

保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

＜連絡先＞
北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第20号様式 (第25条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道監査委員 様

郵便番号
住所又は居所
氏名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止を請求する保有個人情報

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 法第98条第1項第1号に該当(☐ 利用の停止 ☐ 消去) ☐ 法第98条第1項第2号に該当(提供の停止) (理由)
---------------	--

2 本人確認等

(1) 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等を添付してください。
(3) 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

(日本産業規格A4)

別記第21号様式(第26条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個

個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)

教 示

- この決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道監査委員となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<連絡先>

北海道監査委員事務局 課

電話: (内線)

(日本産業規格A4)

別記第22号様式(第26条関係)

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<連絡先>

北海道監査委員事務局 課
電話： （内線）
（日本産業規格A 4）

別記第23号様式（第27条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<連絡先>

北海道監査委員事務局 課
電話： （内線）
（日本産業規格A 4）

別記第24号様式（第28条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の特例規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<連絡先>

北海道監査委員事務局 課
電話： （内線）
（日本産業規格A 4）

別記第25号様式（第29条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日付けの北海道監査委員に対する審査請求について、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等	
	(1) 審査請求日

審査請求	(2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

＜連絡先＞
北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第26号様式 (第30条関係)

第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書
第 号
年 月 日
様
北海道監査委員 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 (開示決定した保有個人情報 のうち、審査請求人が開示し ないことを求めた情報)	
上記に記載された保有個人情報 のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決 (却下 又は棄却する裁決) の理由	
開示を実施する日	年 月 日

＜連絡先＞
北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第27号様式 (第30条関係)

審査請求に係る保有個人情報の開示通知書
第 号
年 月 日
様

北海道監査委員 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、 年 月
日付け第 号で一部開示 (開示をしない旨の) 決定をしました。当該処分に係る審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 (開示しないこととした保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報)のうち、 に関する情報	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決 (原処分を変更する裁決)の理由	
開示を実施する日	年 月 日

＜連絡先＞
北海道監査委員事務局 課
電話： (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第28号様式 (第31条関係)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書
年 月 日

北海道監査委員 様

郵便番号
住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)
氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
連絡先 (電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名について

も記載すること。)

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報保護に関する法律第115条（第118条第2項において準用する同法第115条）の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。

(日本産業規格A4)

(第2面)

北海道収入証紙貼付欄

北海道監査委員告示第3号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

北海道監査委員 稲 村 久 男
北海道監査委員 深 瀬 聡
北海道監査委員 永 山 秀 明

北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程
北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程（平成10年監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第5条第2号中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告）

第5条の2 監査委員は、条例第16条第1項の規定により公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に改める。

別記第4号様式中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に、「開示

請求の」を「付けで開示請求の」に、

「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があった」を「
教 示

1 この不開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があった」に改める。

別記第5号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、

「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」を「
教 示

1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」に改める。

別記第6号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合」を「
教 示

1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合」に改める。

別記第7号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつた」を「
教 示

1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつた」に改める。

別記第8号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に改める。

別記第9号様式中「日に」を「日付けで」に改める。

別記第10号様式中

「1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」を「
教 示

1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「非開示」を「不開示」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

北海道監査委員告示第4号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

北海道監査委員 稲 村 久 男 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 永 山 秀 明 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道監査委員規程（平成20年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。 別表中 <table><tr><th>条例名</th><th>手続等の根拠規定</th></tr><tr><td>北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）</td><td>第13条本文</td></tr><tr><td>北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）</td><td>第15条第1項、第29条第1項及び第2項並びに第36条第1項</td></tr></table>を <table><tr><th>条例名</th><th>手続等の根拠規定</th></tr><tr><td>北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）</td><td>第13条本文</td></tr></table>に改める。 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。	条例名	手続等の根拠規定	北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文	北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）	第15条第1項、第29条第1項及び第2項並びに第36条第1項	条例名	手続等の根拠規定	北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文	北海道労働委員会訓令第1号 北海道労働委員会に係る個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道労働委員会会長 國 武 英 生 北海道労働委員会に係る個人情報の保護に関する法律施行規程（趣旨） 第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行（北海道労働委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報の保護に係るものに限る。）については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。 （漏えい等の事態の報告） 第2条 北海道労働委員会事務局において保有個人情報を利用する課（課に相当する組織を含む。）は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等の事態」という。）が生じたときは、速やかに、当該漏えい等の事態に関する次に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。 （1）概要 （2）漏えい等が発生した保有個人情報の項目 （3）漏えい等が発生した保有個人情報に係る本人の数 （4）原因 （5）二次被害の有無及びその内容 （6）本人への対応の実施状況 （7）公表の実施状況 （8）再発防止のための措置 （9）その他参考となる事項 （個人情報ファイル簿） 第3条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿（次項及び第3項において「個人情報ファイル簿」という。）は、別記第1号様式によるものとする。 2 個人情報ファイル簿は、北海道労働委員会事務局総務審査課に備え置くものとする。 3 前2項に定めるもののほか、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関し必要な事項は、委員会が定める。 （個人情報取扱事務登録簿） 第4条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿（第3項及び第4項において「登録簿」という。）は、別記第2号様式によるものとする。
条例名	手続等の根拠規定										
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文										
北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）	第15条第1項、第29条第1項及び第2項並びに第36条第1項										
条例名	手続等の根拠規定										
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文										
令和5年（2023年）3月31日（金曜日）	北 海 道 公 報										
	第394号 186										

2 条例第3条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の経常的な提供先
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無

3 登録簿は、北海道労働委員会事務局総務審査課に備え置くものとする。

4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、委員会が定める。

(保有個人情報開示請求書)

第5条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第3号様式の保有個人情報開示請求書によるものとする。

(北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告)

第6条 委員会は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会（第29条において「審査会」という。）に報告しなければならない。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 別記第4号様式の保有個人情報開示決定通知書
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 別記第5号様式の保有個人情報一部開示決定通知書

2 政令第26条第1項の書面は、別記第6号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

3 法第82条第2項の書面は、別記第7号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間延長通知書)

第8条 条例第4条第2項の書面は、別記第8号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書)

第9条 条例第5条の書面は、別記第9号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示請求事案移送通知書)

第10条 法第85条第1項の書面は、別記第10号様式の保有個人情報の開示請求事案移送通知書によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第11条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、別記第11号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 法第86条第3項の書面は、別記第12号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。

(開示の実施に係る本人確認)

第12条 委員会は、開示の実施をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。以下この条において同じ。）を確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求めることができる。

(電磁的記録の開示の方法)

第13条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。同号及び次条第1項において同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

(自己に関する保有個人情報の閲覧等)

第14条 法第87条第1項の規定により、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書（電磁的記録を委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 委員会は、前項の規定に違反した者に対しては、地方公共団体等行政文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示保有個人情報の所在地以外の地での開示の実施)

第15条 委員会は、開示請求者の住所が開示保有個人情報（開示請求に係る保有個人情報の

うちその全部又は一部を開示する旨の決定がされた保有個人情報という。以下この条において同じ。)を保管している事務所の所在地(以下この条において「開示保有個人情報の所在地」という。)から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示保有個人情報の所在地において開示保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し(電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下この条から第18条までにおいて同じ。)を開示保有個人情報の所在地以外の地に送付することにより開示保有個人情報の開示をすることができるときは、開示保有個人情報の所在地以外の地の委員会が指定する場所で、当該地方公共団体等行政文書の写しにより開示保有個人情報の開示をすることができる。(写しの交付等)

第16条 地方公共団体等行政文書の写しの交付部数は、開示請求があった保有個人情報に係る地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

2 地方公共団体等行政文書の写しの作成方法は、委員会が定める。

(写しの交付に要する費用の納付)

第17条 条例第6条第2項の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除)

第18条 次に掲げる者については、条例第6条第2項ただし書の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額(当該写しの送付に要する費用の額を除く。)を免除するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号の扶助を受けている者

(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

2 条例第6条第2項ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第13号様式の写しの交付費用免除申請書を委員会に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書類を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定による提出があった場合における当該提出をした者に対する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 写しの交付に要する費用の額を免除する旨の決定をしたとき 別記第14号様式の写しの交付費用免除決定通知書

(2) 写しの交付に要する費用の額を免除しない旨の決定をしたとき 別記第15号様式の写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

(保有個人情報訂正請求書)

第19条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第16号様式の保有個人情報訂正請求書による

ものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第20条 法第93条第1項の書面は、別記第17号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるものとする。

2 法第93条第2項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書)

第21条 法第94条第2項の書面は、別記第19号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書)

第22条 法第95条の書面は、別記第20号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正請求事案移送通知書)

第23条 法第96条第1項の書面は、別記第21号様式の保有個人情報の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第24条 法第97条の書面は、別記第22号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第25条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第26条 法第101条第1項の書面は、別記第24号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、別記第25号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書)

第27条 法第102条第2項の書面は、別記第26号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書)

第28条 法第103条の書面は、別記第27号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第29条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、別記第28号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

(第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等) 第30条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。 (1) 法第107条第1項第1号の裁決をしたとき 別記第29号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書 (2) 法第107条第1項第2号の裁決をしたとき 別記第30号様式の審査請求に係る保有個人情報の開示通知書 (行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込み) 第31条 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みは、別記第31号様式の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書により行うものとする。 2 条例第7条第3項の手数料は、前項の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書に北海道収入証紙を貼って納付しなければならない。 附 則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。 別記第1号様式(第3条関係) 個人情報ファイル簿 <table><tr><td colspan="3">個人情報ファイルの名称</td></tr><tr><td colspan="3">実施機関の名称</td></tr><tr><td colspan="3">個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td></tr><tr><td colspan="3">個人情報ファイルの利用目的</td></tr><tr><td colspan="3">記録項目</td></tr><tr><td colspan="3">記録範囲</td></tr><tr><td colspan="3">記録情報の収集方法</td></tr><tr><td colspan="3">要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td></tr><tr><td colspan="3">記録情報の経常的提供先</td></tr><tr><td colspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td>(名 称) (所在地)</td></tr><tr><td colspan="3">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td></tr><tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)</td><td rowspan="2">☐法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)</td></tr><tr><td>政令第21条第7項に該当</td></tr></table>			個人情報ファイルの名称			実施機関の名称			個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			個人情報ファイルの利用目的			記録項目			記録範囲			記録情報の収集方法			要配慮個人情報が含まれるときは、その旨			記録情報の経常的提供先			開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		(名 称) (所在地)	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等			個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	政令第21条第7項に該当	<table><tr><td></td><td>するファイル ☐有 ☐無</td><td>ル)</td></tr><tr><td colspan="3">行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td></tr><tr><td colspan="3">行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td></tr><tr><td colspan="3">行政機関等匿名加工情報の概要</td></tr><tr><td colspan="3">作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td></tr><tr><td colspan="3">作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td></tr><tr><td colspan="3">備考</td></tr></table> (日本産業規格A4) 別記第2号様式(第4条関係) 個人情報取扱事務登録簿 <table><tr><td>機関名</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>登録年月日</td><td>年 月 日</td><td>事務の開始年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="4">事務の名称</td></tr><tr><td colspan="4">事務の目的</td></tr><tr><td colspan="4">事務を担当する課</td></tr><tr><td colspan="4">個人情報の対象者の範囲</td></tr><tr><td rowspan="2">個人情報の項目</td><td>基 本 的 事 項</td><td>☐識別番号 ☐氏名 ☐住所 ☐本籍・国籍 ☐生年月日・年齢 ☐性別 ☐連絡先 ☐身体の特徴 ☐</td><td>要 配 慮 個 人 情 報</td><td>☐人種 ☐信条 ☐社会的身分 ☐病歴 ☐心身の機能障害 ☐健康診断等結果 ☐指導・診療・調剤 ☐犯罪の経歴 ☐犯罪被害の事実 ☐刑事事件に関する</td><td>家 庭 生 活</td><td>☐家庭状況 ☐親族関係 ☐婚姻歴 ☐</td><td>社 会 生 活</td><td>☐職業・職歴 ☐学業・学歴 ☐資格 ☐賞罰 ☐成績・評価 ☐公的扶助 ☐趣味・嗜好</td></tr><tr><td>個 人</td><td>☐身体の特徴を電算化した符号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		するファイル ☐ 有 ☐ 無	ル)	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨			行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地			行政機関等匿名加工情報の概要			作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地			作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間			備考			機関名		登録年月日	年 月 日	事務の開始年月日	年 月 日	事務の名称				事務の目的				事務を担当する課				個人情報の対象者の範囲				個人情報の項目	基 本 的 事 項	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 身体の特徴 ☐	要 配 慮 個 人 情 報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 心身の機能障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調剤 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害の事実 ☐ 刑事事件に関する	家 庭 生 活	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐	社 会 生 活	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・嗜好	個 人	☐ 身体の特徴を電算化した符号				
個人情報ファイルの名称																																																																																																		
実施機関の名称																																																																																																		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称																																																																																																		
個人情報ファイルの利用目的																																																																																																		
記録項目																																																																																																		
記録範囲																																																																																																		
記録情報の収集方法																																																																																																		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨																																																																																																		
記録情報の経常的提供先																																																																																																		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		(名 称) (所在地)																																																																																																
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等																																																																																																		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)																																																																																																
	政令第21条第7項に該当																																																																																																	
	するファイル ☐ 有 ☐ 無	ル)																																																																																																
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨																																																																																																		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地																																																																																																		
行政機関等匿名加工情報の概要																																																																																																		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地																																																																																																		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間																																																																																																		
備考																																																																																																		
機関名																																																																																																		
登録年月日	年 月 日	事務の開始年月日	年 月 日																																																																																															
事務の名称																																																																																																		
事務の目的																																																																																																		
事務を担当する課																																																																																																		
個人情報の対象者の範囲																																																																																																		
個人情報の項目	基 本 的 事 項	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 身体の特徴 ☐	要 配 慮 個 人 情 報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 心身の機能障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調剤 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害の事実 ☐ 刑事事件に関する	家 庭 生 活	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐	社 会 生 活	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・嗜好																																																																																										
	個 人	☐ 身体の特徴を電算化した符号																																																																																																

	識別符号	() ☐ 旅券番号 ☐ 基礎年金番号 ☐ 運転免許証番号 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 ☐		る手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐	根拠 ☐ 法令等 ☐ 犯罪の予防等 ☐	資産・収入その他 ☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況 ☐
個人情報の収集先	☐ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内 ☐ 民間法人・団体 ☐ 他の実施機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他					
個人情報の経常的な提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐ 他の実施機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 民間法人・団体					
個人情報の処理形態	☐ 電子計算機処理を含む。 ☐ 電子計算機処理を含まない (手書き処理)。					
外部委託の有無	☐ 無 ☐ 有					
備考						

(日本産業規格 A 4)

別記第3号様式 (第5条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

北海道労働委員会会長 様

郵便番号
住所又は居所
氏名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。記載がない場合は開示決定後に

保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出していただきます。)

(1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

(1) 行政情報センター等における開示の実施を希望する。
<実施の方法> ☐ 閲覧又は視聴 ☐ 写しの交付 ☐ その他 ()
<実施の希望日> 年 月 日 午前・午後

(2) 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

(1) 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

(2) 請求者本人確認書類
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所の記載があるもの)
☐ その他 ()
※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。

(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
ア 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人
☐ 任意代理人委任者
イ 本人の氏名
ウ 本人の住所又は居所

(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()

(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

(日本産業規格 A 4)

別記第4号様式 (第7条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

2 開示する保有個人情報の利用目的

3 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 行政情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで
（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第5号様式（第7条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

2 開示しないこととした部分とその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 行政情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで
（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道労働委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第6号様式（第7条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

北海道労働委員会会長 様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

- 保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ()
	(2) 複写したもの の交付	ア 全部 イ 一部 ()
	(3) その他 ()	ア 全部 イ 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

注 「保有個人情報開示請求書」に記載した事項を変更しないときは、提出不要です。
(日本産業規格A 4)

別記第7号様式 (第7条関係)

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示をしないこととした 理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道労働委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員

会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第8号様式 (第8条関係)

保有個人情報の開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間等	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第9号様式 (第9条関係)

保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報	
---------------	--

情報の名称等	
開示決定等の期限の特例規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第10号様式 (第10条関係)

保有個人情報の開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：
備考	

連絡先 課
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第11号様式 (第11条関係)

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項(第2項)の規定により、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
(法第86条第2項の場合)第1号又は第2号の適用の区分及び理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	課 名： 所 在 地：
意見書の提出期限	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

北海道労働委員会会長 様

郵便番号
住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）
氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
電話番号（担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的な理由

（日本産業規格A4）

別記第12号様式（第11条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道労働委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第13号様式（第18条関係）

写しの交付費用免除申請書

年 月 日

北海道労働委員会会長 様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書及び北海道労働委員会に係る個人情報の保護に関する法律施行規程18条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除を申請します。

記

- 開示を請求する特定個人情報
- 免除を求める理由
(1) 生活保護法第11条第1項第 号の扶助を受けており、費用を納付する資力がないため。
(2) その他

注1 (1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

- (1)に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

3 (2)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

(日本産業規格A 4)

別記第14号様式 (第18条関係)

写しの交付費用免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除申請について、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書及び北海道労働委員会に係る個人情報の保護に関する法律施行規程第18条第1項の規定により、次のとおり免除することとしたので、通知します。

記

対象となる特定個人情報の名称

連絡先 課
電 話 (内線)

(日本産業規格A 4)

別記第15号様式 (第18条関係)

写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除申請については、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書に規定する経済的困難その他特別の理由があると認めませんので、通知します。

記

1 対象となる特定個人情報の名称

2 免除が認められない理由等

教 示

1 この決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったこと

を知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道労働委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)

(日本産業規格A 4)

別記第16号様式 (第19条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

北海道労働委員会会長 様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正を請求する保有個人情報

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書(又は保有個人情報一部開示決定通知書)の文書番号及び日付 文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

(1) 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

（日本産業規格 A 4）

別記第17号様式（第20条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

教 示

1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったこと

を知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道労働委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第18号様式（第20条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

教 示

1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道労働委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った

日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第19号様式 (第21条関係)

保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日 (訂正決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第20号様式 (第22条関係)

保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定等の期限の特例	

規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第21号様式 (第23条関係)

保有個人情報の訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名: 担当者名: 所 在 地: 電話番号:
備考	

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第22号様式 (第24条関係)

保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様		北海道労働委員会会長		印	
に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。					
記					
訂正請求に係る保有個人情報の名称等					
訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するための情報		(氏名、住所等)			
訂正請求の趣旨					
訂正決定をする内容及び理由		(訂正内容) (訂正理由)			
		連絡先		課	
		電 話		(内線)	
		(日本産業規格A 4)			
別記第23号様式 (第25条関係)					
保有個人情報利用停止請求書					
年 月 日					
北海道労働委員会会長 様					
郵便番号					
住所又は居所					
氏 名					
電 話 番 号					
個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。					
記					
1 利用停止を請求する保有個人情報					
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日		年 月 日			
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報		保有個人情報開示決定通知書 (又は保有個人情報一部開示決定通知書) の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等			

利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 法第98条第1項第1号に該当 (☐ 利用の停止 ☐ 消去) ☐ 法第98条第1項第2号に該当 (提供の停止) (理由)

2 本人確認等

(1) 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所の記載があるもの) ☐ その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

(日本産業規格A 4)

別記第24号様式 (第26条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有	
-------------	--

個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道労働委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第25号様式（第26条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道労働委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第26号様式（第27条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A 4)

別記第27号様式（第28条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。	
記	
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の特例規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
連絡先 課 電 話 (内線) (日本産業規格A 4)	
別記第28号様式 (第29条関係)	
審査会諮問通知書	
第 号 年 月 日	
様	
北海道労働委員会会長 年 月 日付けの北海道労働委員会に対する審査請求について、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。	
記	
審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等	
審査請求	(1) 審査請求日
	(2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日
連絡先 課 電 話 (内線) (日本産業規格A 4)	

別記第29号様式 (第30条関係)	
第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書	
第 号 年 月 日	
様	
北海道労働委員会会長 に関する情報が含まれている保有個人情報について、審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。	
記	
審査請求に係る保有個人情報 (開示決定した保有個人情報のうち、審査請求人が開示しないことを求めた情報)	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決(却下し、又は棄却する裁決)の理由	
開示を実施する日	年 月 日
連絡先 課 電 話 (内線) (日本産業規格A 4)	
別記第30号様式 (第30条関係)	
審査請求に係る保有個人情報の開示通知書	
第 号 年 月 日	
様	
北海道労働委員会会長 に関する情報が含まれている保有個人情報について、年 月日付け第 号で一部開示 (開示をしない旨の) 決定をしましたが、当該処分に係る審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。	

記

審査請求に係る保有個人情報（開示をしないこととした保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報）のうち、に関する情報	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決（原処分を変更する裁決）の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第31号様式（第31条関係）

(第1面)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

北海道労働委員会会長 様

郵便番号

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報の保護に関する法律第115条（第118条第2項において準用する同法第115条）の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。

(日本産業規格 A 4)

(第2面)

北海道収入証紙貼付欄

北海道労働委員会訓令第2号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北海道労働委員会会長 國 武 英 生

北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令
北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程（平成10年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第5条第2号中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告）

第5条の2 委員会は、条例第16条第1項の規定により公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

別記第1号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「開示請求」を「付けて開示請求」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第4号様式中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に、「開示請求の」を「付けて開示請求の」に、
「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があった」を「教 示

1 この不開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があった」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第5号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、 「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」を「 教示 1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第6号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、 「1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合」を「 教示 1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第7号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、 「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつた」を「 教示 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつた」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第8号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第9号様式中「日に」を「日付けで」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第10号様式中 「1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」を「 教示 1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第11号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第12号様式及び別記第13号様式中「非開示」を「不開示」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 附 則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。 北海道労働委員会訓令第3号 北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道労働委員会会長 國 武 英 生	北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する訓令 北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道地方労働委員会訓令第2号）は、廃止する。 附 則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
	道 方 面 公 安 委 員 会 告 示
	北海道函館方面公安委員会告示第14号 北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道函館方面公安委員会委員長 宮 崎 加奈古 北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部函公安委小印の項3の事項の次に次の1事項を加える。 4 特定自動運行（変更）許可証の書換え部分の抹消の押印 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
	北海道旭川方面公安委員会告示第37号 北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年3月31日 北海道旭川方面公安委員会委員長 進 藤 正 明 北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部旭公委小印の項3の事項の次に次の1事項を加える。 4 特定自動運行（変更）許可証の書換え部分の抹消の押印 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
	道 警 察 本 部 告 示
	北海道警察本部告示第198号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月31日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘		2 落札を決定した日 令和5年3月17日	
1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量		3 落札者の氏名及び住所	
(1) PPC用紙 A 4判 (北海道警察本部分) (1箱当たりの単価)	8,970箱	(1) 氏 名	森川株式会社
(2) PPC用紙 A 3判 (北海道警察本部分) (1箱当たりの単価)	260箱	(2) 住 所	愛媛県四国中央市三島宮川1丁目11番7号
(3) PPC用紙 B 4判 (北海道警察本部分) (1箱当たりの単価)	20箱	4 落札金額	
(4) PPC用紙 B 5判 (北海道警察本部分) (1箱当たりの単価)	10箱	(1)	1,980円
2 落札を決定した日 令和5年3月17日		(2)	2,380円
3 落札者の氏名及び住所		(3)	2,970円
(1) 氏 名	大丸株式会社	(4)	1,470円
(2) 住 所	札幌市中央区南1条西3丁目2番地	5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
4 落札金額		6 一般競争入札の公告 令和5年1月27日付け北海道警察本部告示第55号	
(1)	2,000円	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(2)	2,400円	(1) 名 称	北海道警察本部総務部会計課
(3)	3,000円	(2) 所在地	札幌市中央区北2条西7丁目
(4)	1,500円		
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札			
6 一般競争入札の公告 令和5年1月27日付け北海道警察本部告示第54号			
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
(1) 名 称	北海道警察本部総務部会計課		
(2) 所在地	札幌市中央区北2条西7丁目		
北海道警察本部告示第199号			
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月31日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘			
1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量			
(1) PPC用紙 A 4判 (札幌市内警察署分) (1箱当たりの単価)	9,790箱		
(2) PPC用紙 A 3判 (札幌市内警察署分) (1箱当たりの単価)	230箱		
(3) PPC用紙 B 4判 (札幌市内警察署分) (1箱当たりの単価)	20箱		
(4) PPC用紙 B 5判 (札幌市内警察署分) (1箱当たりの単価)	10箱		